## 市第72号議案

横浜市営住宅条例の一部改正

横浜市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月5日提出

横浜市長 林 文 子

# 横浜市条例 (番号)

横浜市営住宅条例の一部を改正する条例

横浜市営住宅条例(平成9年2月横浜市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第 5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 特定目的住宅 市営住宅のうち、次に掲げるものをいう。
  - ア 車椅子を使用して生活することを前提として整備された住宅
  - イ 単身で生活することを前提として整備された住宅
  - ウ 70歳(規則で定める場合は、60歳。エにおいて同じ。)以上の者及びその同居者であって60歳以上の親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)が共同して二人で生活することを前提として整備された住宅
  - エ 70歳以上の者が単身で生活することを前提として整備された住宅

第7条第1項第2号中「(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係 と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)」 を削り、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第 3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定目的住宅に入居することができる者は、前2項に定めるもののほか、特定目的住宅の種別ごとに規則で定める条件を具備する者でなければならない。

第19条第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同条中第4項を 第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の 次に次の1項を加える。

2 市長は、法第16条第4項に規定する入居者が、次条の規定による収入の申告をすること及び第42条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の使用料を、毎年度、法第16条第4項の規定に基づき定めることができる。

第30条に次の1項を加える。

2 特定目的住宅の入居者が第7条第3項に規定する規則で定める 条件を具備しなくなったときは、速やかに、市長にその旨を届け 出なければならない。

第36条第3項中「第1項の」を「第1項及び前項の」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法第16条第4項に規定する入居者であって第34条第1 項の規定により収入超過者と認定されたものが、第20条の規定に よる収入の申告をすること及び第42条第1項の規定による報告の 請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第19条第 2項の規定及び第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住 宅の毎月の使用料を、毎年度、法第28条第4項の規定に基づき定 めることができる。

第39条第1項中「第19条第1項及び第36条第1項」を「第19条第1項及び第2項並びに第36条第1項及び第3項」に改める。

第42条第1項中「第19条第1項」の次に「若しくは第2項」を、「第36条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「第36条第3項」を「第36条第4項」に改める。

第45条及び第46条中「第11条」を「第12条」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(横浜市改良住宅条例の一部改正)

2 横浜市改良住宅条例(昭和37年3月横浜市条例第7号)の一部 を次のように改正する。

第5条第2項中「)第2条第3号」の次に「及び第4号」を加える。

第6条第1項中「(第3項」を「(第4項」に改める。

第8条第1項中「として」と」の次に「、同条第3項中「第34条第1項」とあるのは「横浜市改良住宅条例第7条第1項」と、「第19条第2項の規定及び第1項」とあるのは「横浜市改良住宅条例第6条第1項」と」を加える。

第9条中「第19条第1項」の次に「若しくは第2項」を、「第36条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「第36条第3項」を 「第36条第4項」に改める。

提案理由

### 市第72号

特定目的住宅に関する規定を新設し、市営住宅の的確な供給を図るとともに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市営住宅条例の一部を改正したいので提案する。

### 参考

横浜市営住宅条例(抜粋)

(上段 改正案) 下段 現 行)

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ ぞれ当該各号に定めるところによる。

(第1号から第3号まで省略)

- (4) 特定目的住宅 <u>市営住宅のうち、次に掲げるものをいう。</u>
  - ア
     車椅子を使用して生活することを前提として整備された住

     宅
  - <u>イ</u> 単身で生活することを前提として整備された住宅
  - ウ 70歳(規則で定める場合は、60歳。エにおいて同じ。)以上の者及びその同居者であって60歳以上の親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)が共同して二人で生活することを前提として整備された住宅
  - <u> 70 歳以上の者が単身で生活することを前提として整備され</u> <u> た住宅</u>
- (b) (A) (本文省略)
- <u>(6)</u> (本文省略)
- <u>(7)</u> (本文省略)

(入居者の資格)

第7条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を 具備する者でなければならない。

(第1号省略)

- ② 現に同居し、又は同居しようとする親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)
  - (第3号から第5号まで及び第2項省略)
- 3 特定目的住宅に入居することができる者は、前2項に定めるもののほか、特定目的住宅の種別ごとに規則で定める条件を具備する者でなければならない。
- <u>5</u> (本文省略)
- 6 (本文省略)

(使用料の決定)

- 第19条 市営住宅の毎月の使用料は、毎年度、第21条第1項の規定により認定された収入(同条第2項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第34条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第4項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第42条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の使用料は、近傍同種の住宅の家賃に相当する額とする。
- 2 市長は、法第16条第4項に規定する入居者が、次条の規定による収入の申告をすること及び第42条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、前項の規定

にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の使用料を、毎年度 、法第16条第4項の規定に基づき定めることができる。

- 3 (本文省略)
- 4 (本文省略)
- 5 (本文省略)

(届出義務)

第30条 (第1項省略)

2 特定目的住宅の入居者が第7条第3項に規定する規則で定める 条件を具備しなくなったときは、速やかに、市長にその旨を届け 出なければならない。

(収入超過者に対する使用料)

- 第36条 (第1項及び第2項省略)
- 3 市長は、法第16条第4項に規定する入居者であって第34条第1項の規定により収入超過者と認定されたものが、第20条の規定による収入の申告をすること及び第42条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第19条第2項の規定及び第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の使用料を、毎年度、法第28条第4項の規定に基づき定めることができる。
- 4 第 22 条 か ら 第 24 条 ま で の 規 定 ( 第 23 条 第 1 項 を 除 く 。) は 、 第 1 項 及 び 前 項 の 使 用 料 に つ い て 準 用 す る 。

(高額所得者に対する使用料等)

第39条 第34条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、 第19条第1項及び第2項並びに第36条第1項及び第3項の規策19条第1項及び第36条第1項 定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市 営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を使用料として支払わなければならない。

(第2項及び第3項省略)

(収入状況の報告の請求等)

第42条 市長は、第15条第3項の規定による保証金の減免若しくは 徴収の猶予、第19条第1項 は第3項若しくは第39条第1項の規定による使用料の決定、第22 条(<u>第36条第4項</u>又は第39条第3項において準用する場合を含む。)の規定による使用料若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第37条第1項の規定による明渡しの請求、第40条の規定による あっせん等又は第44条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

(第2項省略)

(市営住宅建替事業に係る使用料の特例)

第45条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の使用料が従前の市営住宅の最終の使用料を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第19条第1項、第36条第1項又は第39条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより、当該入居者の使用料を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の使用料の特例)

第46条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い、当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の使用料が従前の市営住宅の最終の使用料を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第19条第1項、第36条第1項又は第39条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより、当該入居者の使用料を減額するものとする。

#### 横浜市改良住宅条例(抜粋)

 $\begin{pmatrix} \underline{L} & \underline{B} & \underline{C} & \underline{E} & \underline{E} \\ \underline{C} & \underline{C} & \underline{C} & \underline{C} & \underline{C} \end{pmatrix}$ 

(公募による入居等)

第5条 (第1項省略)

2 前項の規定による入居者の公募をする場合においては、横浜市営住宅条例(平成9年2月横浜市条例第1号。以下「市営住宅条例」という。)第2条第3号及び第4号、第4条第2号、第5条、第6条(第3号及び第4号を除く。)、第7条、第8条第3項及び第4項、第10条並びに第14条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「改良住宅」と、第2条第3号中「第37条第3項若しくは第47条第2項」とあるのは「第47条第2項」と、「新設住宅で第13条第3項に規定する入居補欠者の補欠の有効期間満了前において、入居補欠者が欠けため入居するものがない」とあるのは「改良住宅に入居するこ

とができる者が入居しない」と、第 5 条第 1 項中「前条に定める公募」とあるのは「改良住宅の入居者の公募」と、第 7 条第 1 項第 3 号ア中「214,000円」とあるのは「139,000円」と、同号イ中「158,000円」とあるのは「114,000円」と読み替えるものとする。

(使用料の決定)

第6条 改良住宅の使用料は、法第29条第3項の規定によりその例によることとされた公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)の規定による改正前の公営住宅法第12条第1項に規定する限度内で、市営住宅条例第19条 (第4項を除く。)から第21条までの規定を準用して定めるものとする。この場合において、市営住宅条例第19条第1項中「第34条」とあるのは「横浜の改良住宅条例第7条」と、「近傍同種の住宅の家賃 (第4項のの規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で」とあるのは「公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)の規定による改正前の公営住宅法第12条第1項で定めた額を限度として」と、「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「同法第12条第1項で定めた額」と読み替えるものとする。

(第2項省略)

(収入超過者に対する使用料)

第8条 収入超過者の使用料については、市営住宅条例第36条の規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第36条第1項中「第34条第1項」とあるのは「横浜市改良住宅条例第7条第1項」と、「第19条第1項」とあるのは「横浜市改良住宅条例第6条第1項」と、同条第2項中「近傍同種の住宅の家賃以下で」とあるのは「公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号

)の規定による改正前の公営住宅法第12条第1項で定めた額を限度として」と、同条第3項中「第34条第1項」とあるのは「横浜市改良住宅条例第7条第1項」と、「第19条第2項の規定及び第1項」とあるのは「横浜市改良住宅条例第6条第1項」と読み替えるものとする。

(第2項省略)

(準用)

第 9 条 第 4 条 か ら 前 条 ま で に 定 め る も の の ほ か 、 改 良 住 宅 及 び 地 区施設の管理については、改良住宅及び地区施設を市営住宅条例 に規定する市営住宅及び共同施設とみなし、市営住宅条例第9条 、第11条、第12条第1項、第15条から第18条まで、第22条から第 33 条まで、第35条、第40条、第42条、第47条第1項(第5号を除 く。)及び第2項、第55条から第67条まで並びに第69条から第72 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「 市営住宅」とあるのは「改良住宅」と、「共同施設」とあるのは 「地区施設」と、第12条第1項中「次条第2項及び第14条第2項 」とあるのは「第14条第2項」と、第17条第3項中「第7条第1 項第3号」とあるのは「横浜市改良住宅条例第5条第2項の規定 により読み替えて準用される第7条第1項第3号」と、第23条第 1項中「第37条第1項、第43条第1項若しくは第47条第1項第5 号の規定により明渡しの請求があったときは、明渡しの期限とし て指定した日若しくは明け渡した日のいずれか早い日又は同項各 号 ( 第 5 号 を 除 く 。) の 規 定 に よ り 明 渡 し の 請 求 が あ っ た と き は 、 そ の 請 求 の あ っ た 日 」 と あ る の は 「 第 47 条 第 1 項 各 号 ( 第 5 号 を除く。)の規定により明渡しの請求があったときはその請求の

あった日」と、第40条中「収入超過者及び高額所得者」とあるのは「収入超過者」と、第42条中「第15条第3項の規定による項金の減免若しくは徴収の猶予、第19条第1項の規定による項、第36条第1項の規定による事業36条第3項を含む。)の規定による使用料若しくは金銭のが表帯1項の規定による前達による場合を含む。)の規定による時間といる前求、第1項の規定によるあっせん等の規定による所第1項の規定による市営住宅項の入居の措置」とあるのは「横浜市改良住宅条例第6条第1項の規定による保証金の減免若しくは徴収の猶予、第15条第3項の規定による保証金の減免若しくは徴収の猶予、第22条若しくは、第15条第1項の規定による保証金の減免若しくは徴収の猶予、第22条若しくは、第15条第3項の規定による使用料の減免若しくは徴収の猶予、第36条第3項の規定による使用料の減免若しくは徴収の猶予又は第40条の規定によるあっせん等」と読み替えるものとする。